

令和2年12月21日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市土木局長

御前浜橋（跳ね橋）の開閉見直しについて

この度の市議会12月定例会において、御前浜橋（跳ね橋）の開閉操作に関する請願（請願第11号「御前浜橋の開閉のあり方に関する請願」）が採択されました。

この請願の趣旨にあるように、海域の船舶は本来自由に航行できるとの原則があり、市が行ってきた跳ね橋の開閉には一定の合理性があることを、市議会にご理解をいただいたものと考えております。

また請願者は、現地で跳ね橋の開閉操作を実施している阪神地区マリン利用促進協議会であり、これまで市が開閉方法等についての協議をしてきた団体でもあることから、今回の請願採択を、橋の開閉の見直しに向けた協議をさらに進めていくためのきっかけにしていきたいと考えています。

記

○今後の市の対応について

市としては、採択された請願の内容である

- ①海域の自由航行が原則であることを市民へ説明すること
- ②関係機関、港湾利用者と橋の開閉方法等の見直しについて協議すること

という趣旨を踏まえ、「海域の船舶の自由航行の原則」を市民に周知するための措置を講じていきます。

また、港湾管理者や港湾利用者など関係者の了解が前提とはなりますが、橋を通行する歩行者等の利便性の向上を図るため、例えば、現行の開閉操作のなかで船舶の航行があるときのみ開閉を行うなどの方法について、速やかに阪神地区マリン利用促進協議会と開閉方法等の見直しの協議を進めていきます。

○開閉方法等の見直し時期について

市はこれまで、跳ね橋の通行量に変化が生じることが想定される西宮浜総合公園整備事業等を状況の変化ととらえ、それら事業の完了までに橋の開閉回数の減も含めた見直しを行う旨、市議会でも表明してきたところですが、今回の請願採択を踏まえ、その時期にこだわることなく、早期に見直しの結論が得られるよう努めます。

お問合せ先

西宮市土木局道路部 担当：向井

電話：35-3680 FAX：34-9727